

防火基準適合表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性を考慮して、防火対象物の関係者の防火・防災に対する認識を高め、防火管理業務の適正化、消防用設備等の設置及び維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため「表示」を行うものとする。

(防火基準適合表示制度の対象とする防火対象物)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示をする対象物（以下「表示対象物」という。）は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の（1）及び（2）に該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示の申請)

第3条 防火対象物の管理について権原を有する者で、防火基準適合表示の適合を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、表示対象物ごとに当該防火対象物を管轄する消防署長に表示マーク交付（更新）申請書（第1号様式）に別表1の書類を添えて申請することができる。

(表示基準)

第4条 防火基準適合表示制度の表示に係る基準（以下「表示基準」という。）は、別表2のとおりとする。

(表示基準の検査等)

第5条 消防署長は、申請者から表示マーク交付（更新）申請書（第1号様式）の申請があったときは、表示対象物が表示基準に適合しているかについての審査及び検査（以下「検査等」という。）を実施しなければならない。

(表示マークの交付等)

第6条 消防署長は、防火対象物の検査等の結果が表示基準に適合していると認めるとき(次項を除く。)は、その旨を申請者に表示基準適合通知書(第2号様式)により通知するとともに、別図に定める「表示マーク(銀)」を交付しなければならない。ただし、「表示マーク(銀)」を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

2 消防署長は、申請者からの申請により、その申請に係る防火対象物について次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その旨を申請者に表示基準適合通知書(第2号様式)により通知するとともに、別図に定める「表示マーク(金)」を交付しなければならない。ただし、「表示マーク(金)」を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1)「表示マーク(銀)」が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

(2)「表示マーク(金)」が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付(更新)申請され、表示基準に適合していると認められる場合

3 消防署長は、前2項により「表示マーク」を交付したときは、表示マーク受領書(第3号様式)を申請者から受理するものとする。

4 消防署長は、第1項及び第2項により申請者に表示基準に適合している旨の通知をしたときは、表示対象物報告書(第4号様式)により消防長に報告しなければならない。

5 消防署長は、表示基準に適合しない場合は表示基準不適合として、その旨を申請者に表示基準不適合通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

6 消防長は、第4項の報告を受けたときは、公表しなければならない。

(表示マークの掲出等)

第7条 前条により、「表示マーク」の交付を受けた申請者は、表示基準に適合した防火対象物に「表示マーク(銀)」又は「表示マーク(金)」を掲出するとともに、ホームページ等において電子データの「表示マーク」を使用することができるものとする。

(表示マークの有効期間)

第8条 「表示マーク」の有効期間は、交付日から「表示マーク(銀)」は1年、「表示マーク(金)」は3年とする。

(表示マークの返還)

第9条 消防署長は、第6条第1項及び第2項の規定により「表示マーク」の交付を受けた表示対象物が、次の各号のいずれかに該当することを覚知したときは、申請者に対して表示マーク返還請求書（第6号様式）により貸与していた「表示マーク」の返還及びホームページ等における「表示マーク」の使用中止を求めなければならない。

- (1) 「表示マーク」の有効期間が満了するまでに交付（更新）申請を行わず、当該有効期間が満了した場合
 - (2) 申請者に変更があった場合（法人である場合に、当該法人の代表者が人事異動等により変更となった場合は除く。）
 - (3) 第2条の表示対象物に該当しなくなった場合
 - (4) 表示基準に適合しないことが明らかになった場合
 - (5) ホームページ等への「表示マーク」の使用に際し、配布された「表示マーク」の電子データを無断で転用した場合
- 2 申請者は、前項第2号に該当したときは、速やかに、消防署長に表示対象物申請者変更届出書（第7号様式）により届出なければならない。
- 3 消防署長は、「表示マーク」の返還があったときは、表示マーク返還報告書（第8号様式）により消防長に報告しなければならない。

(表示マークの除去)

第10条 消防署長は、第6条第1項及び第2項の規定によらないで「表示マーク」が付されている又は「表示マーク」と紛らわしい表示が付されている防火対象物については、当該防火対象物の管理権原者に対し、当該表示を除去させなければならない。

- 2 消防署長は、「表示マーク」の除去を行ったときは、表示マーク除去報告書（第9号様式）により消防長に報告しなければならない。

(変更の申請)

第11条 申請者は、表示基準に定める事項に係るものを変更しようとする場合は、遅滞なく表示対象物変更申請書（第10号様式）により、消防署長に届出なければならない。

- 2 消防署長は、前項の表示対象物変更申請書を受けた際に、第9条第1項各号のいずれかに該当することを覚知したときは、申請者に対して表示マーク返還請求書（第6号様式）により貸与していた「表示マーク」の返還及びホームページ等における「表示マーク」の使用中止を求めなければならない。

(表示マークの再交付)

第12条 第9条の規定により「表示マーク」を返還させた防火対象物について、その申請者から「表示マーク」の交付について再申請され、再検査等において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の「表示マーク」の種別に関係なく「表示マーク（銀）」を再交付するものとする。

なお、この場合、「表示マーク」の返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

(防火基準適合表示制度対象外の防火対象物)

第13条 第2条の表示対象物以外の防火対象物（以下「表示制度対象外施設」という。）は、ホテル・旅館等（施行令別表第一（5）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で2階以下又は法第8条第1項の適用がないものとする。

2 表示制度対象外施設の管理について権原を有する者で、表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）（第12号様式）の通知を受けようとする者（以下「対象外申請者」という。）は、表示制度対象外施設ごとに当該防火対象物を管轄する消防署長に表示制度対象外施設申請書（第11号様式）に別表1の書類を添えて申請することができる。

3 消防署長は、前1項の申請があったときは、第4条の表示基準に適合しているかについて検査等を実施しなければならない。

4 消防署長は、表示制度対象外施設の検査等の結果が表示基準に適合していると認めるときは、その旨を表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）（第12号様式）により対象外申請者に通知するとともに、表示制度対象外施設報告書（第13号様式）により消防長に報告しなければならない。

5 消防署長は、表示制度対象外施設の検査等の結果が表示基準に適合しない場合は、その旨を対象外申請者に表示基準不適合通知書（第5号様式）により通知しなければならない。

6 消防長は、第4項の報告を受けたときは、公表しなければならない。

(表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）の有効期間等)

第14条 表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）（第12号様式）の有効期間は、通知日から1年とする。

ただし、3年間連続して表示基準に適合した場合は、その後の有効期間を3年とする。

2 表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）（第12号様式）は、第9条第1項第1号から第4号を準用し、これに該当する場合は、その効力を失う。

この場合において、「表示マーク」は「表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）」に、「第2条」は「第13条第1項」に、「表示対象物」は「表示制度対象外施設」に読み替えるものとする。

- 3 消防署長は、前2項の効力を失う事由があった場合は、表示制度対象外施設失効報告書（第14号様式）により消防長に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、防火基準適合表示制度の実施に関し必要な事項は消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日				
川崎市 消防署長 様				
申請者 住所 _____ 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） _____ 電話番号 _____				
次のとおり、防火基準適合表示実施要綱第3条に基づき、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）の交付（更新）を受けたいので次のとおり申請します。				
防火対象物	所在地			
	名称			
	用途	※令別表第一（ ）項		
	収容人員	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原・ <input type="checkbox"/> 複数権原	
	構造・規模	造 地上	階 地下	階
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
交付年月日	年 月 日	交付番号		
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検の特例認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写） <input type="checkbox"/> その他消防長又は消防署長が必要と認める書類等（ ）			
特記事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 ※の欄は、記入しないこと。
 3 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

第2号様式（第6条関係）

表示基準適合通知書

川消 第 号 年 月 日		
様		
川崎市 消防署長 印		
<p>年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、防火基準適合表示制度実施要綱第5条による検査等の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・<input type="checkbox"/> 銀 ）を交付（更新）します。</p>		
表示対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
交 付 番 号		
新規 交付年月日 更新		年 月 日
表示有効期間		年 月 日 ～ 年 月 日
特記事項		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

表示マーク受領書

年 月 日

川崎市 消防署長 様

受領者

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

表示マーク（ 金・ 銀 ）を受領しましたので、今後、次の事項を遵守いたします。

表示対象物	所在地			
	名 称			
	用 途		※令別表第一（ ）項	
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号		

<表示マーク交付に伴う遵守事項>

- 1 表示マークは見やすい場所に掲出することができるもの、併せてホームページ等へ掲載も行うことができる。
 なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長又は消防署長から配布された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。
- 2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。
- 3 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。
 - (1) 申請者に変更があった場合（法人である場合に、当該法人の代表者が人事異動等により変更となった場合は除く。）
 - (2) 防火基準適合表示制度の対象に該当しなくなった場合
 - (3) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - (4) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長又は消防署長から配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

第4号様式（第6条関係）

表示対象物報告書

川消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

消防署長

年 月 日付けで申請(交付・更新)のあった防火対象物については、表示基準に適合しているので、防火基準適合表示制度実施要綱第6条第4項に基づき、次のとおり報告します。

所在地	
表示対象物名称	
用途	
申請者職・氏名	
交付番号	
新規 適合年月日 更新	
備考	

表示基準不適合通知書

川消 第 号 年 月 日		
様		
川崎市 消防署長 印		
<p>年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、防火基準適合表示制度実施要綱第5条（第13条第3項）による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので次のとおり通知します。</p>		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
不適合理由		
特 記 事 項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

表示マーク返還請求書

川消 第 号 年 月 日			
様			
川崎市 消防署長 印			
年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、防火基準適合表示制度実施要綱第9条に規定する表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。			
表示対象物	所在地		
	名称		
	用途		※令別表第一（ ）項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	
返還事由 <input type="checkbox"/> 表示マークの有効期間が満了したため。 <input type="checkbox"/> 申請者に変更があったため。 <input type="checkbox"/> 防火基準適合表示制度の対象に該当しなくなったため。 <input type="checkbox"/> 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなったため。 <input type="checkbox"/> ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長又は消防署長から配付された表示マークの電子データを無断で転用したため。			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

第7号様式（第9条関係）

表示対象物申請者変更届出書

年 月 日

川崎市 消防署長

申請者
住 所 _____
氏 名 _____
電話 () _____

次のとおり、表示対象物の申請者を変更したので、防火基準適合表示実施要綱第9条に基づき届出します。

表示対象物	所在地	電話 ()		
	名称			
	用途	() 項	()	
	新規 適合年月日 更新	年	月 日	
	交付番号	第	号	
変更前の申請者	住所	電話 ()		
	氏名			
	事業所	名称		
		用途	() 項	()
階層・面積	階 / 床面積 m ²			
変更後の申請者	住所	電話 ()		
	氏名			
	事業所	名称		
		用途	() 項	()
階層・面積	階 / 床面積 m ²			
変更年月日	年	月	日	
その他必要事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考 1 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
2 ※欄には、記入しないこと。

表示マーク返還報告書

川消 第 号 年 月 日		消防長 様		消防署長
年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、防火基準適合表示制度実施要綱第9条に規定する表示マークの返還事由に該当したため次のとおり報告します。				
表示対象物	所在地			
	名 称			
	用 途	※令別表第一（ ）項		
表示マーク交付年月日		年 月 日	交付番号	
返還事由 <input type="checkbox"/> 表示マークの有効期間が満了したため。 <input type="checkbox"/> 申請者に変更があったため。 <input type="checkbox"/> 防火基準適合表示制度の対象に該当しなくなったため。 <input type="checkbox"/> 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなったため。 <input type="checkbox"/> ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長又は消防署長から配布された表示マークの電子データを無断で転用したため。				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

第9号様式（第10条関係）

表示マーク除去報告書

川消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

次のとおり、防火対象物において表示の除去に該当する事案が発生したため、防火基準適合表示制度実施要綱第10条に基づき報告します。

表示除去を受けた者の氏名	
防火対象物の所在地	
防火対象物名称	
表示除去を受けた理由	
備 考	

表示対象物変更申請書

年 月 日

川崎市 消防署長

申請者

住所

氏名

電話

()

次のとおり、表示対象物について、表示基準に定める事項に係るものを変更したいので、防火基準適合表示制度実施要綱第11条に基づき申請します。

表示対象物	所在地	電話 ()
	名称	
	用途	()項 ()
	交付番号	
変更年月日	年 月 日	
変更内容		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考 1 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。

2 ※欄には、記入しないこと。

表示制度対象外施設申請書

年 月 日	
川崎市 消防署長 様	
申請者 住所 _____ 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） _____ 電話番号 _____	
次のとおり防火基準適合表示制度実施要綱第13条第2項に基づき、表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）の交付を受けたいので申請します。	
防火対象物	所在地 _____
	名称 _____
	用途 _____ ※令別表第一（ ）項
	構造・規模 造 地上 階 地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検報告書（写）
	<input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検の特例認定通知書（写）
	<input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写）
	<input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写）
	<input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写）
	<input type="checkbox"/> その他消防長又は消防署長が必要と認める書類等（ _____ ）
※ 受付欄	
※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 表示基準に適合していることを証明するために、必要と認められる資料を添付すること。
- 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。）

第12号様式（第13条関係）

表示基準適合通知書
【表示制度対象外施設】

		川消 第 号 年 月 日
様		川崎市 消防署長 印
<p>年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、防火基準適合表示制度実施要綱第13条第3項による検査等の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので通知します。</p>		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
交 付 番 号		
新規 交付年月日 更新		年 月 日
表示有効期間		年 月 日 ～ 年 月 日
特記事項		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

第13号様式（第13条関係）

表示制度対象外施設報告書

川消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

消防署長

年 月 日付けで申請のあった防火対象物については、表示基準に適合しているので、防火基準適合表示制度実施要綱第13条第4項に基づき次のとおり報告します。

所在地	
防火対象物名称	
用途	
対象外 申請者職・氏名	
交付番号	
適合年月日	
備考	

第14号様式（第14条関係）

表示制度対象外施設失効報告書

川消 第 号
年 月 日

様

川崎市 消防署長 印

年 月 日付けで表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）により通知した防火対象物については、防火基準適合表示制度実施要綱第14条第2項の要件に該当したので、次のとおり報告します。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	() 項 ()
失効年月日	年 月 日	
失効理由		
特記事項		

添付書類

添付書類の種別 【根拠法令】	備考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理） 点検報告書（写）※1 【法8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付すること。ただし、申請日から過去1年以内消防署長に報告済みの場合は添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付すること。ただし、前回の申請日以降に実施した報告書が全て消防署長に報告済みの場合は、添付を省略することができる。
防火対象物（防災管理） 点検報告特例認定通知書（写）※2 【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】	申請日直近の特例認定通知書を添付すること。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付すること。なお、新築の建物については、消防用設備等（特殊消防用設備検査済証の写し）で代替できる。ただし、消防署長に報告済みの場合は、添付を省略することができる。防火対象物（防災管理）点検と同様とする。	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付すること。ただし、消防署長に報告済みの場合は添付を省略することができる。
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録表を添付すること。ただし、消防署長が記録表を	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付すること。ただし、消防署長が記録表を確認済み

	確認済みの場合は添付を省略することができる。	の場合は添付を省略することができる。
定期調査報告書（写） 【建基法第12条】	申請日直近に実施した報告書を添付すること。なお、新築の建物については、建築の検査済証の写しで代替できる。	申請日直近に実施した報告書を添付すること。
その他必要と認める書類	点検報告の不備事項の改修状況が確認できる書類	

- ※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合
- ※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物点検報告が免除されている場合

表示基準

項目	判定基準
1 防火管理等	<p>消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等 の内容を確認すること。</p>
(2) 防火管理者等の届出	<p>消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。</p>
(3) 自衛消防組織の届出	<p>消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。</p>
(4) 防火管理に係る消防計画	<p>防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 ② 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項 ③ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項 ④ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 ⑤ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項 ⑥ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 ⑦ 防火管理上必要な教育に関する事項 ⑧ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項 ⑨ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項 ⑩ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項

		<p>⑪ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項</p>
		<p>⑫ ①から⑪に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項</p>
		<p>⑬ 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。⑭において同じ。）にあっては、次に掲げる事項</p>
		<p>ア 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項</p>
		<p>イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項</p>
		<p>ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項</p>
		<p>⑭ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項</p>
		<p>ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項</p>
		<p>イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項</p>
		<p>ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項</p>
		<p>エ その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項</p>
		<p>⑮ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p>
		<p>⑯ その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項</p>
		<p>⑰ 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）</p>

(5) 統括防火管理者等の届出	法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任(解任)の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。
(6) 防火・避難施設等	法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。
(7) 防災対象物品の使用	法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。
(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。
(9) 火気使用設備・器具	法第9条に基づいて市町村条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。
(10) 少量危険物・指定可燃物	① 法第9条の4に基づいて市町村条例で定められる規定(以下「市町村条例」という。)により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。
	② 市町村条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。
	③ 市町村条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。
	④ ②の規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状態で設置及び管理されていること。
(11) (1) から (10) に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。	

2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告	<p>法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。</p> <p>なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。</p>
	(2) 防災管理者等の届出	<p>規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。</p>
	(3) 防災管理に係る消防計画	<p>防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p>
		① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
		② 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
		③ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
		④ 防災管理上必要な教育に関する事項
		⑤ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項
		⑥ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項
		⑦ ⑤に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項
⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項		
⑨ 令第45条第1号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項		
ア 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項		
イ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項		

	ウ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
	エ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項
	オ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項
	カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項
	⑩ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
	ア 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項
	イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項
	⑪ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項
	⑫ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項
	⑬ 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）
(4) 統括防災管理者等の届出	法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。

3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置、維持等	消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置されていなければならないものとする。
		① 令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。
		② 令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。
		③ 令第12条第1項、第3項及び第4項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。
		④ 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。
		⑤ 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。
		⑥ 令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。
		⑦ 令第21条第1項及び第3項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。
		⑧ 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。
		⑨ 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。
		⑩ 令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。
		⑪ 令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。
		⑫ 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が設置されていること。
		⑬ 令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。
		⑭ 令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。
		⑮ 令第28条第1項及び第3項の規定により排煙設備が設置されていること。
⑯ 令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。		

		<p>⑰ 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。</p>
		<p>⑱ 令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。</p>
		<p>⑲ 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。</p>
		<p>⑳ ①から⑲の規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。</p>
		<p>㉑ ①から⑳の規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。</p>
		<p>㉒ ①から㉑の規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。</p>
		<p>㉓ ①から㉒の規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。</p>
		<p>㉔ ㉓に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。</p>
		<p>㉕ ①から㉔に掲げるもののほか、条例第5章（第49条を除く。）に規定する消防用設備等にあつては、当該技術上の基準により、設置されていること。</p>
		<p>㉖ ㉕の規定に係らず、現に条例第49条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き同条の規定の適用を消防長及び消防署長が認めた状況で設置されていること。</p>
		<p>㉗ 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。</p>
	<p>(2) 消防用設備等の点検及び報告</p>	<p>法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。</p>

4 危険物施設等	(1) 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。	
	(2) 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。	
	(3) 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。	
	(4) 法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。	
	(5) 法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。	
	(6) 法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること	
	(7) 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。	
	(8) 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること	
	(9) 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。	
	(10) 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。	
	(11) 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。	
	(12) 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。	
	(13) 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。	
	(14) 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。	
	(15) 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。	
	(16) (2)の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。	
5 建築構造等	(1) 定期調査報告 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく定期報告が行われていること。	
	(2) 建築構造等	次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合していること。
		① 建築構造 主要構造部の構造不適がないこと。

		② 防火区画 竪穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。
		③ 階段 必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。
	(3) 避難施設等	次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適合として扱っているものを含む。）していること。
		① 屋根
		② 外壁
		③ 非常用エレベーター
		④ 排煙設備
		⑤ 防煙壁
		⑥ 非常用の照明装置
		⑦ 非常用の進入口等
		⑧ 壁
		⑨ 天井
		⑩ 床
		⑪ 特定防火設備及び防火設備（(2)②に係るものを除く。）
		⑫ 避難施設 (通路、廊下、出入口、屋上広場、避難上有効なバルコニー)
	⑬ 敷地内の通路	
6 夜間の防火管理体制 旅館・ホテル等における	「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」の検証訓練に適合していること。	



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 様式の大きさは、日本産業規格B 4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあつては、それぞれ金色・銀色とする。